

平成25年(ワ)第46号, 同第220号 損害賠償請求事件

原 告 武田悦子 ほか1392名

被 告 国 ほか1名

第7準備書面


平成27年1月7日

福島地方裁判所いわき支部 御中

被告国訴訟代理人弁護士

樋 渡 利 美 

被告国指定代理人

岩 崎 慎 

岩 名 勝 彦 

寺 岡 拓 也 

千 葉 健 一 

杉 山 典 子 

多賀井 満 理 

篠 原 智 仁 

林 周 作 

菊 池 憲 久 

美 崎 大 典 

佐 藤 友 弥 

角	掛	幹	也	代
吉	田		渡	代
田	村	悠	紀	代
小	館	卓	司	代
東	海	林	秀	一
稻	川	延	康	代
鷄	德		学	代
矢	口	光	春	春
渡	邊	雄	一	渡
大	下		哲	下
鶴	園	孝	夫	代
武	田	龍	夫	代
泉		雄	大	代
三	田	裕	信	代
堀	口		晋	代
村	川	正	德	代
中	川	幸	成	代
木	村	真	一	代
山	形	浩	史	代
村	田	真	一	代
足	立	恭	二	代

荒	川	一	郎	代
忠	内	巖	大	代
小	林		勝	代
渡	邊	桂	一	代
桐	原	大	輔	代
石	井	大	貴	代
高	木	駿	平	代
加	藤	彰	二	代
村	上		豐	代
金	井	貴	大	代
細	川	成	己	代
石	崎	裕	司	代
梅	原	徹	也	代
川	原	佑	介	代
常	泉	周	二	代
永	島	徹	也	代
真	先	正	人	代
石	塚	哲	朗	代
黒	瀬	絢	子	代
大	澤	友里	恵	代
秦		康	之	代

水 谷 努 
山 本 泰 生 
一 井 里 映 
富 田 茉 莉 
佐 藤 隼 
五 味 俊太郎 
在 原 雅 乃 

第1	はじめに	1
第2	福島第一発電所事故に至る程度の津波の発生について予見可能性があったとはいえないこと	1
1	津波評価技術は安全側に立って設計津波水位を検討するものであること	…1
2	溢水勉強会における検討は被告国が敷地高さを超える津波の襲来があり得るものとして対策を考慮する必要があることを認識していた事実を示すものではないこと	……………8
3	佐竹ほか（2008）が本件における津波の予見可能性に関して否定できない知見である旨の原告らの主張が失当であること	……………10
4	仮に性能目標との関係を考慮したとしても被告国にO. P. +10メートルを超える津波の到来について予見可能性は認められず，規制権限不行使の違法性は認められないこと	……………11

第1 はじめに

被告国は、本準備書面において、原告らの2014（平成26）年10月29日付け準備書面(18)（以下「原告ら準備書面(18)」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

すなわち、津波評価技術における津波のシミュレーションは、計算結果の不確定性を前提とした上で、過小評価とならないよう、安全側に立って設計津波水位を検討するものであって、平成18年当時はもとより福島第一発電所事故当時の科学的知見に照らしても不合理なものではないこと、また、原告らは、溢水勉強会において外部溢水を前提とした津波のシミュレーションをしたことや、佐竹ほか（2008）が貞観津波の波源モデルを示したことなどが、本件津波の予見可能性に関して否定できない知見である旨主張するが、これらの知見によっても、被告国に本件地震に伴う津波と同程度の津波の予見可能性が認められないことについて、これまでの主張をふえんして述べる（後記第2）。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第2 福島第一発電所事故に至る程度の津波の発生について予見可能性があったとはいえないこと

1 津波評価技術は安全側に立って設計津波水位を検討するものであること

(1) 津波評価技術が再来周期を考慮していないことが不合理とはいえない上、これを考慮したとしても予見可能性を認めることはできないこと

ア 原告らの主張

原告らは、「IAEAの安全目標、またはわが国の原子力安全委員会が提案している安全目標（案）・性能目標（案）は、いずれも既設炉については、CDF（炉心損傷頻度）： 10^{-4} /年程度とするものであり、このような安全目標と対比して「津波評価技術」の想定が不十分であって、

このことは、被告国が I A E A に対して提出した報告書（丙 A 第 4 号証の 1）において、「『津波評価技術』が再来周期を考慮していない点を問題として」おり、「地震対策と比較し津波対策が不十分であったと被告国も認めている」と主張する（原告ら準備書面(18) 15～17 ページ）。

この原告らの主張は、安全目標との関係で津波評価技術が再来周期を考慮していなかったことが不合理で、これを考慮していたならば、予見が可能であったという主張であると考えられる。しかし、安全目標との関係で再来周期を考慮していないことが不合理とはいえない上、これを考慮したとしても予見可能性を認めることはできない。以下、詳述する。

イ 津波評価技術において安全目標との関係で再来周期を考慮していないことは不合理といえないこと

(7) この点、被告国が I A E A に対して提出した報告書（丙 A 第 4 号証の 1）において、津波評価技術について「I A E A の津波技術基準 D S 4 1 7 [Ⅲ 2-3] にも反映されている。しかしながら、この評価法は、津波の再来周期を特定していない。」（同号証Ⅲ-29 ページ）とし、「津波に対する設計は、過去の津波の伝承や確かな痕跡に基づいて行っており、達成すべき安全目標との関係で、適切な再来周期を考慮するような取組みとはなっていなかった。」（同号証ⅩⅢ-2 ページ）と述べているものの、次のとおり、津波評価技術において安全目標との関係で再来周期を考慮していないことが不合理であるということとはできない。

そもそも安全目標とは、原子力活動に対して求める危険性の抑制の程度を定性的あるいは定量的に明らかにしようとするものである。すなわち、原子力施設の安全確保に当たっては、放射性物質の拡散をもたらす可能性のある事象の発生を想定し、その影響を防止する又は緩和する安全システムを設置すること、さらには想定した異常な事故事象が起こった場合の影響緩和策を講じることなどの取組でリスク管理が行われていた。

しかし、それらは過去の原子力施設の運転経験や科学技術的知見に基づき専門家の工学的判断に委ねられていたため、当該判断が正しいのか、なぜ安全と判断されているのか、定量的な根拠が明確なのかなど、一部で、安全性に関する判断が不透明であるとの批判があった。そこで、安全目標とは、このような状況を踏まえて、国の安全規制活動が事業者に対しどの程度発生確率の低いリスクまで管理を求めるのか、その水準を何らかの方法で客観的に明示することにより、安全確保活動が既に実現あるいは目指すべき目標がどういったものであるのかなどを明らかにしようとするものである（丙A第69号証24ページ）。

もっとも、以下に述べるとおり、我が国においても安全目標について調査審議が行われたが、福島第一発電所事故直前においても、安全目標を原子力施設の設計手法に活用する段階ではなかった。すなわち、安全目標については、平成12年9月に原子力安全委員会に設置された安全目標専門部会において調査審議が行われ、平成15年8月の「安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ」（甲A第113号証）において、「将来、安全目標の適用経験が積まれ、かつ、リスク評価結果に対する信頼性が一層高まれば、個別施設の安全性を安全目標に照らして判断するような利用や、さらには、原子力施設の設計手法において安全目標が活用されることもあり得ると考えられる。」とされた（同号証20ページ）。

その後、平成18年3月28日付け原子力安全委員会安全目標専門部会の「発電用軽水型原子炉施設の性能目標について－安全目標案に対応する性能目標について－」（甲A第114号証）において、性能目標として、炉心損傷頻度（CDF）の指標値を 10^{-4} /炉年程度、格納容器機能喪失頻度を 10^{-5} /炉年程度と定義したが（同号証5ページ）、安全規制への性能目標の適用については、「性能目標を安全規制におい

て適切に使用するための枠組の整備について、今後検討すべきである。」とされた（同号証7ページ）。

さらに、平成22年12月2日付けの原子力安全委員会決定「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」（丙A第70号証）において、「安全目標案の位置付けをより明確化するとともに、施設の設計から運転に至るまでの各段階におけるリスク情報の活用のあり方について、原子力安全の基本原則と関係付けた方針を示すこととする。」とされているとおり（同号証2ページ）、平成22年12月当時においても、安全目標を原子力施設の設計手法に活用する段階に至っていなかった。

(イ) このように、安全目標について我が国で調査審議を行いながらも実用段階に至っていなかったのは、安全目標策定に当たっては、以下のような留意すべき点があったからである（丙A第69号証33～35ページ）。

①安全目標は既存の安全規制制度との整合性を図りつつ導入する必要がある。これまでの工学的判断に基づく決定論的評価を基に組み立てられてきた個別の規制は、必ずしも全てが安全目標の考え方と整合性を持っているとは限らず、原子力安全委員会が定める安全審査指針や規制行政庁が定める個別具体的な規制に関する技術基準等との整合性が問題となる可能性があり、得られた結果が異なった場合、科学技術的な観点からどちらが合理的であるのか判断していく必要があった。

②安全目標を安全規制制度に取り入れていくためには、原子力活動の分野ごとに、安全目標に適合している目安となる水準を性能目標として検討した上で、まず試行を行い、既存の規制制度との整合性を検討しつつ、安全規制当局、事業者とも経験を積む必要があった。

③安全目標を有効活用するには、原子力施設のリスク評価が適切な品質管理の下で行われることが前提であり、そのためにはリスク評価に必

要なデータや評価手法, 評価技術の整備を適切に行っていく必要がある。我が国においては, 確率論的安全評価技術についての評価手法や評価技術が十分に定まっていないため, これらを整えた上で, 実施マニュアルの整備等を行うとともに, データベースの充実, 解析モデルの精度向上等により, 確率論的なリスク評価に伴う不確かさを可能な限り小さくする必要があった。

④安全目標は, 個別具体的な規制の手法としてだけではなく, 規制者が国民に対して, 事業者を求める安全の程度を定量的に明らかにするものであるため, 安全目標が国民に広く理解されるよう対話の努力を続け, 国民との議論を深めていく必要があった。

このように, 安全目標を原子力施設の設計手法に活用するためには多くの解決すべき問題点があったから, 我が国において, 安全目標を原子力施設の設計手法に活用すべく調査審議を重ねながらも, 活用段階に至っていなかったことについて不合理な点はない。

したがって, 津波評価技術について, 安全目標との関係において必要とされる津波の再来周期を特定していなかったからといって, 平成18年当時のもとより福島第一発電所事故当時の科学的知見に照らしても不合理とはいえない。

ウ 津波評価技術において再来周期を考慮したとしても, 被告国に予見可能性は認められないこと

原告らが違法を主張する平成18年当時の知見に照らし, 本件地震に伴う津波と同程度の津波はもとより福島第一発電所1号機から4号機の敷地高さ(O. P. +10メートル)を超える津波の到来を予見させる知見はなかったのであるから, 津波評価技術において再来周期を考慮したからといって被告国の予見可能性につながるものではない。

被告国第2準備書面第3の3(4)エ(37, 38ページ)のとおり, 原

告らが「文献記録の残っていない古い時代」の「巨大な津波」として考慮すべきであるとする貞観津波については、歴史書に地震の状況等を描写した記述があるだけで、平成18年当時、確定した具体的波源モデルが示されるような状況にはなく、これを取り上げて津波評価を行うことはできなかった。また、貞観津波の波源モデルを示した佐竹ほか(2008)は、平成20年に発表されたものであるから、そもそも平成18年時点の規制権限不行使の違法性の考慮事情とはなり得ないし、被告国第2準備書面第3の3(8)エ(i)(82, 83ページ)のとおり、一部未解明な部分を残した状態での見解であり、同見解に基づく被告東電の試算によっても、福島第一発電所に到来する津波高さは最大約8.9メートルであり、敷地高さを超えないものであった。

したがって、仮に原告らが福島第一発電所に到来する津波高さの想定に当たって「文献記録の残っていない古い時代」の「巨大な津波」として考慮すべきであるとする貞観津波まで考慮すべきであったとしても、津波評価を行うことができなかつたのであるから、被告国の予見可能性を認めることはできず、津波評価技術において再来周期を考慮したとしても被告国の予見可能性につながるものではない。

(2) 津波評価技術における津波のシミュレーションは不確定性を前提とした上で過小評価とならないように考慮された手法であること

ア 原告らは、津波評価技術の手法が「複数の条件で実施したパラメータスタディによるいくつかの計算結果を対比して、どれが正しい推計であるかを事実や論理で確定することはそもそもできない」ものであり、「必然的に内包する不確実性を免れてはいない」と主張する(原告ら準備書面(18)22, 23ページ)。

イ しかし、津波評価技術の手法は、そもそもパラメータスタディによる複数の計算結果のうちのどれが正しい推計であるかを確定しようとするもの

ではない。被告国第2準備書面第3の3(4)(33～40ページ)のとおり、津波評価技術の手法は、想定津波の予測計算に不確定性や誤差が含まれることを考慮した上で、過小評価とならないように断層パラメータを合理的範囲内で変化させた数値計算を多数実施し、その結果得られる想定津波群の中から評価地点における影響が最も大きい津波を設計想定津波として選定するものであり、その結果、設計想定津波が平均的には既往津波の痕跡高の約2倍となっているものである。

このように、津波評価技術の手法は、過小評価とならないよう、パラメータスタディによる計算結果を基に、想定津波群の中から評価地点における影響が最も大きい津波を設計想定津波として選定することにより、安全側に立って設計津波水位を検討するものであるから、原告らの上記主張は失当である。

(3) 設計想定津波が平均的には既往津波の痕跡高の約2倍となっていることは津波評価技術が安全側の発想に立ったものであることを示していること

ア 原告らは、「既往津波と設計想定津波による結果を対比した数値のばらつきは極めて大きい」上、「既往津波が設計想定津波にほぼ一致するものが相当な割合に上って」おり、また、設計想定津波の妥当性の確認方法として「評価地点において、設計想定津波の計算結果が既往津波の再現計算結果を上回ることを条件としなければ、「設計想定津波が既往津波を下回る計算結果となることが相当比率でありうる」から、「平均して2倍」という説明により原子炉の安全性について十分な妥当性を確認されたものとは到底評価できないと主張する（原告ら準備書面(18)23～25ページ）。

イ しかし、「痕跡高／詳細パラメータスタディによる最大水位上昇量」の頻度分布を示したグラフ（甲A第26号証の3・2-210ページ図3.6-1）は「ばらつきは極めて大きい」と評価すべきものではなく、一定

の範囲内の分布が認められると評価すべきものである。同グラフ上、「既往津波が設計想定津波にほぼ一致するもの」と評価すべき結果が一部含まれていても、「平均的には既往津波の痕跡高の約2倍となっていることが確認されている」（同号証の2・1-7ページ）ことからすれば、津波評価技術の手法につき安全側の発想に立つものと評価することは科学的に妥当である。

また、津波評価技術においては、パラメータスタディの結果得られる想定津波群の中から、評価地点における影響が最も大きい津波を設計想定津波として選定することにより設計津波水位を確定し、少なくとも「既往津波の痕跡高を上回ること」により設計想定津波の妥当性を確認することを定めている（同号証の2・1-6，7ページ）。すなわち、「既往津波の痕跡高を上回ること」が確認できない想定津波は設計津波水位の算出に用いるものとして妥当なものとは評価されず、設計想定津波として選定されることはないのであるから、「既往津波の痕跡高を上回ること」を条件としない場合に設計想定津波が既往津波を下回る計算結果となり得ることをもって、津波評価技術の妥当性を否定する原告らの主張も失当である。

2 溢水勉強会における検討は被告国が敷地高さを超える津波の襲来があり得るものとして対策を考慮する必要があることを認識していた事実を示すものではないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、「そもそも津波による外部溢水の可能性がないのであれば、外部溢水を前提とするシミュレーションを行うこと自体が全く意味のないこと」であり、溢水勉強会において敷地高さを超える浸水高の津波による外部溢水による影響の検討を行ったことは、被告国が「建屋敷地を超える津波の襲来がありうるものとして、これについての対策を考慮する必要があることを認識していた事実を示すものである」と主張する（原告ら準備書面(18)4

6ページ)。

(2) 被告国の反論

しかし、被告国第2準備書面第3の3(7)(60～77ページ)のとおり、
溢水勉強会においては、津波に対する安全性は、設計条件において十分に確保されているものの、念のためという位置づけで想定外津波に対する検討を実施したものである。それは、被告国において、溢水勉強会において検討された水位の津波が到来することが予見可能であったことを示すものではないし、敷地高さを超える津波の襲来があり得るとして対策を考慮する必要があることを認識していた事実を示すものでもない。

溢水勉強会においては、5つの代表プラントについて検討されているが、これらは我が国における各海域(日本海東縁部、日本海溝、南海トラフ、若狭湾)の沿岸に位置する原子力発電所からそれぞれ代表プラントとして選定されたものであって(丙A第31号証の2)、想定津波水位とプラントが設置された敷地高さが近似するか否かが考慮されたものではない。

例えば、代表プラントの一つとして選定された福島第一発電所5号機は、敷地高さがO. P. +13メートルであるのに対し、溢水勉強会が行われた平成18年当時の津波評価技術に基づく想定津波水位は、O. P. +5.6メートルであり(甲A第39号証の2・12ページ)、敷地高さを超える津波が到来することはおよそ予見できなかったものである。このことは他の代表プラントにおいても同様であり、大飯発電所3号機は、敷地高さEL(標高)+9.7メートルに対し、当時想定されていた津波の最高水位はEL+2.3メートルであり(丙A第32号証の2)、敷地高さを超える津波が到来することはおよそ予見できなかった。にもかかわらず、溢水勉強会においては、津波に対する安全性が十分確保されているものの、念のため、いずれのプラントについても敷地高さ+1メートルの想定外津波を仮定して影響を検討したものである。

したがって、被告国において、溢水勉強会において敷地高さを超える津波の襲来があり得るとして対策を考慮する必要があることを認識していたものではないから、原告らの上記主張は失当である。

3 佐竹ほか（2008）が本件における津波の予見可能性に関して否定できない知見である旨の原告らの主張が失当であること

(1) 原告らの主張

原告らは、佐竹ほか（2008）に示された貞観津波の波源モデルについて、「追加調査によって南北方向に震源域が拡大する方向を示唆するもの」であり、「福島第一原発の沖合にまで震源域（＝波源）が設定される可能性を意味し、『深刻な災害を万が一にも起こさせないようにする』見地」からすれば、佐竹ほか（2008）に示された知見は、「まさに本件における津波の予見可能性に関し、否定できない知見である。」と主張する（原告ら準備書面(18)50ページ）。

(2) 佐竹ほか（2008）によっても予見可能性は認められず、規制権限不行使が著しく合理性を欠くとはいえないこと

ア しかしながら、規制権限不行使の違法性の有無は、それが問題とされる当時の知見に基づいて判断されなければならないから、そもそも平成20年に刊行された佐竹ほか（2008）の内容は平成18年当時の規制権限不行使の違法性の根拠となり得ない。

イ 前記アの点をおいても、被告国第2準備書面第3の3(8)（77～84ページ）で述べたとおり、福島第一発電所事故に至るまでの間を見ても、佐竹ほか（2008）によっても貞観津波の波源モデルが確立した科学的知見に至っておらず、これに基づく被告東電の試算結果によっても、本件地震に伴う津波と同程度の津波はもとよりO. P. +10メートルを超える津波の到来について、被告国の予見可能性は認めることができない。

もっとも、保安院は、平成21年9月7日頃に被告東電から試算結果が

報告されたことを踏まえて、より安全側に立って、福島第一発電所等における津波対策の検討やその時点の貞観津波の知見を踏まえたバックチェック最終報告書の提出を口頭で促し（甲A第2号証・本文編402ページ）、また、平成22年5月に被告東電による津波堆積物調査の結果について報告を受けた際にも、貞観津波についての更なる検討を促すなどしていたこと（甲A第2号証・本文編403ページ参照）は、被告国第5準備書面第6の3(2)（59ページ）で述べたとおりである。

ウ そもそも、津波に対する適切、有効な防護措置を執るためには、到来する津波の高さをある程度具体的に予見できなければならないのであり、佐竹ほか（2008）によっても貞観津波の波源モデルが確立した知見に至っていなかったことは同論文の内容から明らかであるから、同論文の知見に基づいて規制権限を行使することはできなかつたものである。また、仮に佐竹ほか（2008）の知見に基づいてある一定の高さの津波を想定して防潮堤を設置するなどの対策が講じられたとしても、津波堆積物調査等の貞観津波の波源モデルについての調査、研究の結果によっては、到来が予測される津波の高さが、佐竹ほか（2008）に基づく想定を上回り、対策が無意味なものとなるおそれもあるのである。そのため、被告東電によるバックチェック等が進められていた状況下において、被告国が佐竹ほか（2008）に基づいて規制権限を行使していなかったことが著しく合理性を欠くといえないことは明らかである。

4 仮に性能目標との関係を考慮したとしても被告国にO. P. +10メートルを超える津波の到来について予見可能性は認められず、規制権限不行使の違法性は認められないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、前記1(1)イ（2ページ）のとおり、平成18年3月の「発電用軽水型原子炉施設の性能目標について—安全目標案に対応する性能目標に

ついてー」(甲A第114号証)において、性能目標として、炉心損傷頻度(CDF)の指標値が 10^{-4} /炉年程度と定義されたことなどを踏まえれば、「敷地高を超える程度の津波については、 10^{-4} /年、すなわち1万年に1回の発生頻度まで考慮に入れて発生可能性を予見し、これに対する十分な防護対策をとることが求められている」と主張する(原告ら準備書面(18)15ページ)。

(2) 原告らの主張を前提としても、被告国に規制権限不行使の違法性は認められないこと

ア しかしながら、前記1(1)イのとおり、性能目標、安全目標は、福島第一発電所事故発生当時においても、安全規制への適用について検討の途上であり、原子力施設の設計手法に活用する段階に至っていなかったのであるから、性能目標との関係で被告国が予見すべきであった旨の原告らの上記主張は失当である。

また、原告らの上記主張は、敷地高さをを超える津波が到来すれば必然的に全交流電源喪失に陥り、炉心損傷に至ることを前提とするものであるが、地震及びこれに伴う津波により福島第一発電所が全交流電源喪失に陥るか否か、炉心冷却機能を失い、放射性物質を放出する事故に至るか否かについては、地震及び津波による被災の範囲や程度、津波の遡上経路、各種設備、機器への影響の有無や程度(地震による損傷の有無及び程度、津波による浸水の有無、程度、時間等)、復旧に要する作業内容や時間等といった様々な要因によって定まるものであり、これらの要因は襲来する地震及び津波の規模(地震の大きさ、津波の水量、水流、水圧等)に大きく左右されるものであるから、単に敷地高さをを超える津波が到来したというだけでは、福島第一発電所事故が発生したとは認められず、原告らの上記主張は失当である。

イ もっとも、前記アの点をおき、仮に原告らの上記主張を前提としても、

被告国に規制権限不行使の違法性があると認めることはできない。

すなわち、マイアミ論文は、J T T 2（福島県沖）でモーメントマグニチュード8.5の地震が起きることも分岐項目の一つとして取り上げた上で、確率論的津波ハザード解析手法を用いて福島県沿岸における津波高さ及び年超過確率を試算したものであるが、第4回洪水勉強会において報告された資料（甲A第42号証）における福島第一発電所5号機の評価例（同号証29枚目図-5）によれば、いずれのハザード曲線を見ても、O. P. +10メートルを超える津波高さが到来する年超過確率は、「 1.0×10^{-4} 」すなわち1万年に1回の確率を超えないものとなっている。

そうすると、福島第一発電所5号機に近接する同1号機から4号機についても同様に考えられるから、同1号機から4号機において、O. P. +10メートルを超える津波高さが1万年に1回より高い頻度で到来すると認識、予見すべきであったと認めることはできない。

したがって、仮に、福島第一発電所1号機から4号機において津波が敷地高さ（O. P. +10メートル）を超えれば全交流電源喪失に至る危険性があり、「敷地高を超える程度の津波については、 10^{-4} /年、すなわち1万年に1回の発生頻度まで考慮に入れて発生可能性を予見し、これに対する十分な防護対策をとることが求められている」との原告らの主張を前提としても、前記のとおり、敷地高さを超える津波の到来する確率が1万年に1回を超えないと試算されていたのであるから、敷地高さを超える津波の到来により全交流電源喪失に陥り、ひいては炉心損傷に至る確率も1万年に1回を超えないものと考えられる。なお、この数値は、炉心損傷頻度を1万年に1回程度としたIAEAの安全目標及び前記1(1)イの性能目標をも達成する数値である。

このことからすれば、仮に原告らの前記(1)の主張を前提としても、平成18年当時の知見に照らし、被告国において本件地震に伴う津波と同規

模の津波はもとより O. P. + 10メートルを超える津波の到来について、被告国の作為義務の前提となる予見可能性は認められないというべきであるから、規制権限の不行使が著しく合理性を欠くと評価される余地もない。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
訴状訂正申立書	平成25年6月10日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
訴状	訴状訂正申立書別添の訴状	答弁書	1	
福島第一発電所	東京電力福島第一原子力発電所	答弁書	2	
本件将来請求	請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)及び第5項(2)の各請求のうち本件訴訟事実審口頭弁論終結日後の支払を求める部分	答弁書	2	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	5	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日に被告東電の福島第一発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	5	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	8	
INES	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
ソ連	旧ソビエト連邦	答弁書	11	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	答弁書	16	
原賠審査会	原子力損害賠償紛争審査会	答弁書	16	
原賠支援機構	原子力損害賠償支援機構	答弁書	17	
中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	答弁書	18	

中間指針第1次 追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）（第一次追補）	答弁書	18	
中間指針第2次 追補	東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）	答弁書	26	
昭和36年長期 計画	昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	39	
昭和42年長期 計画	原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	40	
最終処分計画	特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画	答弁書	41	
機構	原子力発電環境整備機構	答弁書	41	
昭和53年長期 計画	原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	42	
昭和57年長期 計画	原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43	
昭和62年長期 計画	原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	43	
平成6年長期計 画	原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	46	
平成12年長期 計画	原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究，開発及び利用に関する長期計画」	答弁書	47	
「長期評価」	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書	53	
政府事故調査中 間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	55	
国賠法	国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）	答弁書	57	

放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面		
			5	
原災法	原子力災害への対応を規定した原子力災害対策特別措置法	第1準備書面		
			5	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書面		
			7	
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面		
			11	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面		
			14	
本件設置等許可処分	福島第一発電所1号機については、昭和41年12月1日、同2号機については、昭和43年3月29日、同3号機については、昭和45年1月23日、同4号機については、昭和47年1月11日にそれぞれされた設置(変更)許可処分	第1準備書面		
			16	
後段規制	設計及び工事の方法の認可から施設定期検査までの規制	第1準備書面		
			17	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面		
			19	
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年4月18日に動力炉安全基準専門部会によって策定され同月23日に原子力委員会においても了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」	第1準備書面		
			19	
平成13年安全設計審査指針	昭和45年安全設計審査指針は、昭和52年6月にその全面改訂が行われ、平成2年8月30日付け原子力安全委員会決定により全面改訂がされ、平成13年3月29日に国際放射線防護委員会による1990年勧告を受けて一部改訂がされた	第1準備書面		
			25	

平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に改訂された耐震設計審査指針	第1準備書面		
			26	
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日、原子力安全委員会において、決定された耐震設計審査指針	第1準備書面		
			30	
本件地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第1準備書面		
			35	
電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第2準備書面		
			1	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第2準備書面		
			3	
宅建業者最高裁判決	最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第2準備書面		
			5	
本件各判決	宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面		
			7	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第2準備書面		
			7	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第2準備書面		
			7	
宅建業法	宅地建物取引業法	第2準備書面		
			8	
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第2準備書面		
			13	
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第2準備書面		
			16	
延宝房総沖地震	慶長三陸地震（1611年）及び1677年11月の地震	第2準備書面		
			31	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	第2準備書面		
			33	
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」	第2準備書面		
			51	

貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来したとされている津波	第2準備書面		
			54	
スマトラ沖地震	平成16年インドネシアのスマトラ島沖で発生した地震	第2準備書面		
			57	
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文	第2準備書面		
			59	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面		
			63	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面		
			63	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面		
			63	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面		
			63	
佐竹ほか(2008)	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)と題する論文	第2準備書面		
			77	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第2準備書面		
			79	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第2準備書面		
			79	
原告ら準備書面(2)	原告らの2013(平成25)年1月7日付け準備書面(2)	第4準備書面		
			1	
福島第二発電所	被告東電の福島第二原子力発電所	第4準備書面		
			11	
原告ら準備書面(10)	原告らの2014(平成26)年3月12日付け準備書面(10)	第5準備書面		
			1	

原告ら準備書面(13)	原告らの2014(平成26)年5月7日付け準備書面(13)	第5準備書面		
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ	第5準備書面		1
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ	第5準備書面		39
原告ら準備書面(11)	原告らの2014(平成26)年3月5日付け準備書面(11)	第6準備書面		40
原告ら準備書面(14)	原告らの2014(平成26)年5月7日付け準備書面(14)	第6準備書面		1
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	第6準備書面		1
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	第6準備書面		55
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第6準備書面		55
原告ら準備書面(18)	原告らの2014(平成26)年10月29日付け準備書面(18)	第7準備書面		79
				1

特に断らない限り答弁書とは、平成25年9月5日付け答弁書を指す。